

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 11 月 1 日 から 平成 31 年 10 月 31 日までの 3 年間
2. 内 容

### 目標 1

育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの構築

#### 【対策】

- ・平成 28 年 11 月 ～ 育児休業中の職員への定期的な情報提供を継続するとともに新たな情報提供の方法、復職前の面談の実施などを検討する。

### 目標 2

有給休暇の取得を促進する。

#### 【対策】

- ・平成 28 年 11 月 ～ 定期的な職員への通知、部署別取得率の公表など取得促進への啓発を行い取得率向上を目指す。